

特定公益増進法人の証明

平成21年4月1日付けで、農林水産大臣から「特定公益増進法人」であることの証明書が交付されました。

(根拠条文)

所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和20年政令第156号)附則第12条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前の法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人であることの証明